

《本部》

1 法人の基本理念

我が国では、今年4月「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある方も一人の人間としてその人権が尊重され周りの人々と同じような生活ができる社会の構築を目指しております。

このような社会環境に即応するため社会福祉法人鶴翔会は、障がいのある方が一人の人間として、地域社会であたりまえに生きることが出来るノーマライゼーションの理念に基づき、その人権と主体性を尊重し自立した生活ができるように、必要に応じた福祉支援を地域の関係者と共に計画的に創設し提供できる運営を目指します。

II 法人の基本方針

『法人の基本理念』に基づき社会に貢献する事業を行います。そのためには生き生きとした職場環境のもと、社会福祉法人としての役割を互いに共有し時代のニーズにあった質の高いサービスの提供と、関わりあう全ての人々との揺るぎない信頼関係の構築に努め安心・安全な施設づくりを目指します。

III 経営理念

(1) 利用者に対して

① 経営理念の明確化

法人の基本理念である、利用者の人権を尊重し個人の尊厳を守る姿勢を明文化すると共に、これを積極的に発信します。

② サービス提供方針の明文化

サービス提供方針を明文化し、職員に浸透、共有させる取り組みを実践します。

③ 支援手順・マニュアルの策定

サービスの提供についてのマニュアル【手順書】を策定し、職員間で共有すると共に定期的な見直しを行い、円滑な支援の提供に努めます。

④ サービスの自己点検及び第三者による評価の受診

提供するサービスについては、継続的に自己点検（自己評価）や第三者評価の受診に向けた取り組みを進め、サービスの質の向上に励みます。

⑤ 苦情解決第三者委員会の活用

利用者や家族等からの苦情や相談に誠意をもって的確に対応するため、苦情解決第三者委員会の活用を図ります。

⑥ 個人情報保護体制の整備

利用者のプライバシーと個人情報保護に対する姿勢を明確化するとともに、個人情報保護のための方針や個人情報保護規程を遵守し、効果的な運用に努めます。

(2) 地域社会に対して

① 地域サービス方針の確立

地域が求める福祉ニーズの発掘に努め、その実現に向けたサービス提供方針を確立し運用の推進を図ります。

② 地域とのつながりの構築と積極的参加

地域の障がいある方については地域住民と共に日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対し生活面での課題や福祉ニーズの解決に取り組みます。また一方、地域で行われる様々な行事や活動には積極的に参加し、法人や利用者への理解が図られるよう努めます。

③ 情報の開示

法人の業務・財務状況等に関する情報について、個人情報保護の徹底を図りつつ社会、利用者、家族等に対し積極的に開示することにより事業経営の透明性の確保を図ります。

④ 地方公共団体の福祉計画策定等への参画

地方公共団体の各種福祉計画策定への参画や行政を主体とした地域連携・協力ネットワークにも積極的に参加し協力していきます。

(3) 福祉人材確保に向けて

① 人材育成制度の構築

法人の経営方針や期待する職員像を明示して、サービス目標に基づいた人材育成方針を明確化し、研修（外部研修・内部研修）を一元的・効率的に推進する整備体制を確立していきます。

② 労務管理体制の構築

労務管理における責任体制を明確にし、適正な労使関係の構築に努めます。また、職員の安全と健康の確保に関しては、労働災害防止策（メンタルヘルス、腰痛防止、その他の労働災害への対応）を講じ、その内容を職員に周知実践するなど必要な福利厚生の実施を図ります。

③ コミュニケーションが取りやすい組織風土

職員それぞれが円滑で良好なコミュニケーションをとりながら業務を進めることができる組織風土づくりにつとめていきます。

④ 体系的な研修プログラムの作成と実践

専門性、組織性、社会性のバランスを考慮した体系的な研修プログラムを作成し実践していきます。

(4) マネジメントの確立に向けて

① 経営方針の明確化

経営方針を明確にし、良質かつ安心・安全なサービスの提供に向けた経営体制を構築します。更に法人の理念や方針、ビジョン等を組織内にととまらず、社会、地域に対して明示し法人の存在意義を明確に広めていきます。

② コンプライアンス教育の徹底

職員に対する社会福祉関係法令、労働関連法令等の適切な理解を促す場の提供に努め、社会的ルール遵守の重要性の普及・啓発に努めます。

③ 組織統治機能の強化

理事、監事及び評議員がそれぞれの役割を再認識し、法人経営・事業運営への協力と共に相互牽制機能の強化を目指した組織づくりに努めます。

④ 事業の将来性・継続性を見通した経営管理

常に利用者へのサービスを重点とする事業展開を図ると共に、法人（事業）の将来性・継続性を見通した経営計画（中・長期）を策定し効率的な経営管理に努めます。

⑤ 責任ある問題解決の実践

日頃から法人組織のリスク管理に心がけ、発生した問題には即、責任を持って対処する姿勢を貫いていきます。

IV 法人役員・評議員の主な年間計画 (予定)

年・月	事業	内容
平成 28 年 5 月	・内部経理監査 ・監事監査	(外部研修)
5 月 26 日	第 1 回 評議員会・理事会 開催 ・平成 27 年社会福祉法人鶴翔会 事業報告の承認 ・平成 27 年社会福祉法人鶴翔会 収支決算報告の承認 ・資産総額変更登記	全国(県)社会福祉経営者協議会主催 ・社会福祉法人経営協議会 ・県社会福祉役員研修講座 ・県社会福祉事業セミナー 等
9 月	第 2 回 評議員会・理事会 開催 ・定款の変更 (定款変更の所轄庁(福島県) への認可申請)	全国(県)社会福祉協議会主催 ・全国社会福祉トップセミナー ・県社会福祉事業経営支援セミナー等
10 月	平成 28 年 10 月 15 日(土) 午後 3 時～ 会津若松市ホテルニューパレス 役員・評議員・第三者委員・職員合 同研修	(内部研修) 平成 28 年 10 月 15 日(土)午後 3 時～ 会津若松市 ホテルニューパレス 役員・評議員・第三者委員・職員 合同研修 講師 村上 実 氏 演題「(仮)利用者の生活が良くなる施設 の建て替えとは」
11 月	(定款変更の所轄庁(福島県)から の認可後) 第 3 回 評議員会・理事会 開催 評議員選任委員会の設置	
平成 29 年 1 月	第 3 回 評議員会・理事会 開催 ・平成 28 年度社会福祉法人鶴翔会 収支補正予算 ・理事会による評議員候補者の推薦 (理事会のみ)	
2 月	評議員候補者選任委員会による新 評議員の審議・決議	
3 月	第 4 回 評議員会・理事会 開催 ・平成 29 年度社会福祉法人鶴翔会 事業計画の承認 ・平成 29 年度社会福祉法人鶴翔会 収支予算の承認	

《指定障害者支援施設 ゆきわり荘》

I. 基本方針

- ・利用者の人権擁護について職員の意識を高め安全かつ安心して生活できる施設体制を整えます。
- ・利用者の日常的な小さな出来事から、ご本人の意向を引き出し、意思決定につなげられるよう取り組みます。
- ・利用者一人一人のつぶやきに耳を傾け、利用者主体のサービスの提供に努めます。また、利用者の満足度調査を年1回実施しサービスの向上を図ります。
- ・地域等との密接な連携強化を図り、開かれた施設づくりを進めます。
- ・職員一丸となり当施設の強み、弱みを分析し、長中期計画を作成する1年とします。

II. 事業の種類

《障害福祉サービス》

○施設入所支援事業 定員50名

居住の場として、夜間や休日も含め食事、入浴、排泄等生活全般の支援を行います。

利用者の高齢化、重度化に対応できるように、利用者の安全面を考慮した建物改修に向けて検討します。

○生活介護事業 定員60名

(ゆきわり荘 45名 従たる事業所 ゆきわり荘あみーち 15名)

施設入所者、在宅障害者の日中活動の場として、一人ひとりの障害の特性や体力、健康状態に配慮した身近支援や創作活動、外出などを行うと共に、利用者に満足していただけるよう事業の拡充を図ります。また、ゆきわり荘の活動場所が手狭になってきたことから、活動スペースの確保に向け検討していきます。

○短期入所事業（空床型）

空床型のため定期的な受け入れはできませんが、ご家族のレスパイト（休息）などニーズに応えられるようできる限り受け入れます。

《その他のサービス》

○日中一時支援事業

会津美里町、会津坂下町、喜多方市と委託契約締結中のため、契約市町村の利用者を随時受入れます。

III. 家族との連携

個別支援計画の提示、モニタリング（中間評価）、終了時評価の年3回、個別性を重視した個別懇談会を開催し情報交換を行います。

利用者の様子やゆきわり荘の取り組みについて関心を持っていただくため、「ゆきわり通信」を発行し信頼関係の向上を図ります。

IV. 地域との関係

地域の方々のゆきわり荘への認知度を高め更には、地域の多くの方々に楽しんでいただけるよう「ゆきわり荘まつり」を改め、今年度は「ゆきわり荘花火大会」を行います。また、地域の行事には積極的に参加し地域との交流を推進していきます。

実習生やボランティアの受け入れを積極的に行い、駅に花を植えるなど地域へ出向いていくことにより外部への発信を推進し、施設への理解と協力体制の構築に努めます。

V. 事故の再発防止

ヒヤリハットや事故報告の分析を行い対策を講じ、事故の再発防止に努めます。また、随時マニュアルの見直しを行います。

VI. 広報

ご家族や地域の方々に対し、当法人の事業や活動内容への理解と協力をいただくため、機関紙「ゆきわり」(年1回)発行やホームページ・ブログ・フェイスブック等を活用し、事業報告・財務報告、監査報告等の開示、イベントや活動の様子等タイムリーな記事を掲載する等、積極的な啓蒙活動を行います。

VII. 安全管理

災害の未然防止のため避難訓練や危険個所の点検を定期的に行い、利用者及び職員の防災意識の高揚を図りつつ施設環境の安全管理に努めます。

VIII. 健康管理

施設入所者においては、毎日の健康観察はもとより、毎月の定期診察と年2回の健康診断を行い、健康状態の把握確認をしていきます。

インフルエンザ等の感染予防に努め利用者の健康維持に万全を期します。

感染症が発症してしまった場合は感染症マニュアルに沿って感染拡大防止に努めながら、医療機関との連携により利用者の早期症状回復に努めます。

利用者の高齢化や重度化、障害と疾病の合併症などが増加傾向にある現状を認識し、栄養管理はもちろんのこと日常の保健衛生上の支援を実施します。

IX. 栄養管理

旬の素材を取り入れた安全でおいしい食事の提供に努めます。また、咀嚼力にあわせて個別対応と楽しみや潤いを感じていただけるような暖かい食卓の提供に心掛けます。

利用者や家族の意向及び健康診断の結果を踏まえて、栄養ケア計画書を作成し一人ひとり個別にその方の健康の維持、疾病の予防に努めます。

X. 内部研修

職員の更なる資質の向上を目指して、外部研修受講者による研修内容の伝達講習時間を設定したり、外部講師を招いての研修会を開催するなど職員への内部研修の充実を図ります。

《居宅支援》

【共同生活援助事業（介護サービス包括型）】

[あいづ寮] [木の実寮]

○運営方針

- (1) 常に利用者の状況把握に努め利用者主体の支援を行います。
- (2) 支援は安全と親切丁寧を旨とし、常に援助の質の向上に努めます。

1. 利用者に関すること

- (1) ホーム内の円滑な人間関係を育み、自己能力を最大限に発揮できるよう支援します。
- (2) 自分の言動に自信と責任をもち、自己表現できるよう支援します。
- (3) 自己の健康管理に務め、心身共に自立できるよう支援します。
- (4) 地域の各種行事へ積極的に参加し地域住民との交流を深めます。
- (5) 社会に貢献する喜びを持ち就労意欲につながられるよう支援します。
- (6) 防災防犯意識を持ち地域の一員としての役割を自覚して、責任ある行動ができるように支援します。

2. ホーム支援職員（世話人・世話代替人・サービス管理責任者・生活支援員等）に関すること

- (1) 利用者のライフステージを見定めて、本人の希望する目的が達成できるよう努めます。
- (2) 利用者への的確な支援をするため、支援職員間の連携を密にします。
(ホーム利用者の障害支援区分および定員に応じた世話人、生活支援員の人員配置など)
- (3) 世話人等の資質を高めるため、生活支援員等との情報交換の場を提供すると共に各種研修会へ積極的に参加します。(会津圏域居住系ワーキンググループ会議、自立支援協議会等への参加も含む)

3. 防災計画

- (1) 目 標 利用者の安全を第一とし、災害防止に努めます。
災害発生時は、安全な場所へ避難します。
災害発生時のマニュアルを会得します。

- (2) 防災訓練 避難誘導、通報連絡、初期消火など

○訓練内容

内 容	目 的 等	参 加 者
①誘導避難通報訓練	火災・事故等の発生に気付いたら、速やかに避難、近所の人に通報する。	利用者・世話人・生活支援員
②消火器の使用法の習得	設置場所・使用法の確認	利用者・世話人
③緊急連絡網使用通報訓練	防災ビデオ鑑賞・勉強会	利用者・世話人・生活支援員

(3) 防災教育

- ・利用者 ニュースなどのマスメディアを利用し、日頃より利用者の防災意識が高まるよう世話人は話題提供に努めます。

非常時は世話人や近隣住民の指示に従いすみやかに避難することの重要性への意識・自覚を深めるよう努めます。(指定避難場所・あいづ寮：小田山公園

木の実寮：中央公園、坂下小学校)

- ・職 員 年3回の避難訓練を企画実施し、利用者及び世話人、生活支援員他支援職員に対し火災のみならずあらゆる災害への危機管理能力の養成を行います。

地域の防災講習会などへ積極的に参加し、防災意識・知識の向上に努めます。

火元責任者(世話人)を中心に防火に努めます。

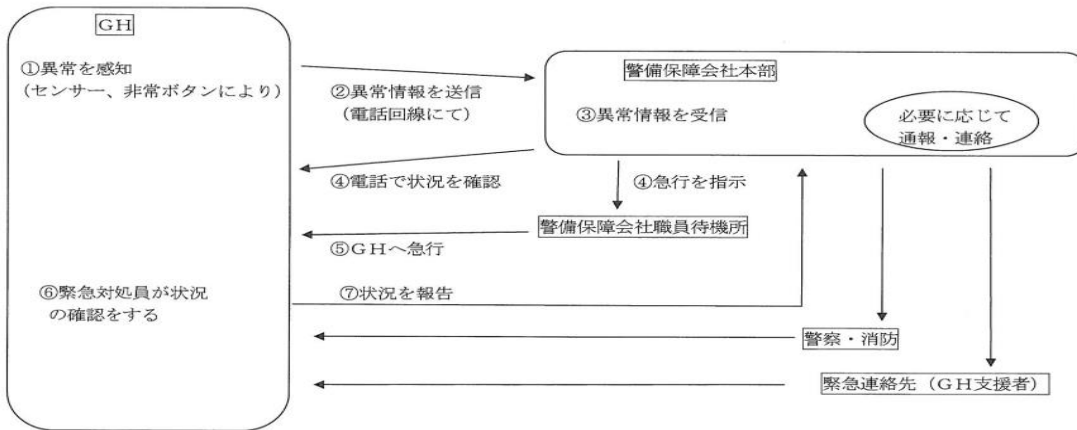
- (4) 福島総合警備保障株式会社（A1SOK）への非常通報・火災感知通報業務委託の継続。

(目的) 夜間等世話人不在時の防災支援体制を強化し、入居利用者の生活の安全性を高めます。

周辺住民の安全性に対する不安解消に配慮します。

(契約期間) 5年契約 平成28年8月31日まで有効

(異常発生時の通報・対応の仕組み)



4. その他

- ・土日祝日など仕事がない日の利用者の余暇活動の充実に努めます。(月に1回程度のゆきわり荘特別サービス利用の他、個別に地域生活支援事業ガイドヘルパー等の活用をします。)
- ・利用者の健康診断については市町村の特定健康診査を利用します。(前年度6月中旬～10月末)
- ・インフルエンザの予防接種(11月～12月)を実施します。
- ・世話人の健康診断、インフルエンザの予防接種(12月)を実施します。
- ・木の実察の移転先が決まり、6月に移転予定になったことから、利用者への配慮はもとより、地域住民への理解、関係機関との調整などを行いスムーズに移転できるように取り組みます。

【相談支援事業 (ゆきわり荘)】

《運営方針》

○利用者の能力・適正・心身の状況や環境等に応じた自立生活や社会生活を営む事ができるよう、また障害福祉サービス事業等の利用選択については、本人の希望に基づく適切で多様な福祉サービス事業所等の中から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう支援する事を目的とします。

《重点事業内容》

○4町(会津美里町・柳津町・会津坂下町・檜葉町)からの基本相談支援(業務委託)の継続と、新規に委託を受ける事となった3町村(・三島町・金山町・昭和村)の委託業務の体制づくり、障害者総合福祉法等に基づく各市町村(業務委託町村他)からの指定特定相談支援事業および指定障害児相談支援事業(計画作成とモニタリング)の継続、県指定による指定一般相談支援事業(地域移行・定着支援)に対応できる体制作りを関係市町村との連携の下、検討を重ねながら進めます。

○事業所の人員配置については、3名の相談支援専門員と1名の事務員が配置されていますが、依頼された相談ケースに適切、かつ円滑に計画作成やモニタリング等の支援がさらに拡充できるよう相談支援専門員の増員について検討します。

○相談支援事業に関するワーキンググループを始め、関係機関との勉強会および会議、外部団体主催の研修等を重ね、委託町村の地域自立支援協議会及び同部会での活動を通して両沼地域に貢献できる事業所となる事を目指します。

事業内容

1. 《基本相談支援》

・7町村からの委託により、地域で生活している方やこれから生活しようとしている障がい者および難病の方に対して必要な情報を提供し、本人の意向に基づく地域生活の実現を行政・医療・福祉機関等との連携をとりながらサポートします。併せて、地域生活をしている在宅障害者等や家族、地域の民生委員、学校関係者等との連携により地域のニーズや課題等を把握、社会資源の拡充のための専門性を発揮します。

・会津美里町・柳津町・会津坂下町・檜葉町からの委託により障害支援区分認定調査を実施します。

2. 《指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業》

・サービス等利用計画案作成

① 障害福祉サービス支給決定時、および支給決定変更前にサービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成します。（サービス提供事業所等との連絡調整も併せて行います。）

・モニタリング

① 厚労省の定めた期間（毎月・6ヶ月または1年ごと・町村との協議による期間）、計画サービス等の利用状況等の検証、サービス提供事業所等との連絡調整により支給決定および変更等を勧奨します。

3. 《指定一般相談支援事業》

・地域移行支援

地域移行支援計画の作成

① 入所施設や精神科病棟への訪問による利用者への相談・援助の実施。

② 障害福祉サービス事業の体験利用に係る同行支援の実施。

③ 一人暮らし等、住居を確保するための体験的な宿泊に係る支援。

※体験利用にあたっては提供サービス事業所との委託契約の締結と委託費の支払い等を円滑に進めます。

・地域定着支援

①地域定着支援台帳の作成

②利用者に対する常時の連絡体制の確保。

③緊急時における一時的な滞在等による支援。（※滞在先については、業務委託により確保する。）

4. 《地域貢献等の活動》

・奥会津4町村（柳津町・三島町・金山町・昭和村）で共催の『YYサークル』には無償で参加、主に精神障がい者の利用者と家族等向けの相談会を開催し、役場担当課及び保健師との連携の下、とりわけ障害福祉サービスの利用等の基本相談を実施します。（年3回）

5. 《担当者会議及び研修等》

・相談支援事業全般の進捗状況の把握、ケース検討を行う事で偏りの無い視点で対応できるよう毎月一回の会議を開催します。（相談支援事業管理者および相談支援専門員）

・相談支援業務に関連する各種研修会へ参加します。

① 地域自立支援協議会 ②関係機関、団体の研修、勉強会等